

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特定非営利活動法人の特例認定	
根拠条例等・条項	特定非営利活動促進法第58, 59, 60条 堺市特定非営利活動促進法施行条例第13条 堺市特定非営利活動促進法施行細則第20条	
所 管 課	市民生活 部	生涯学習 課
審 査 基 準	<p>NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内）であって、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有志公益の増進に資すると見込まれるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること 2 運営組織及び経理が適切であること 3 事業活動の内容が適正であること 4 情報公開を適切に行っていること 5 事業報告書等を所轄庁に提出していること 6 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと 7 設立の日から1年を超える期間が経過していること <p>※1～7の基準を満たしていても、以下の欠格事由に該当するNPO法人は、認定を受けることはできない</p> <ol style="list-style-type: none"> ①役員の中に、次のいずれかに該当する者がある法人 <ul style="list-style-type: none"> ・認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・暴力団又はその構成員等 ②認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人 ③定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 ④国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 ⑤国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人 ⑥暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人 	
標準処理期間	標準処理期間	180日
	標準処理期間を設定できない理由	